

商工会NEWS No.39



南山城村商工会
ホームページ

発行 南山城村商工会 令和4年2月22日
京都府相楽郡南山城村北大河原久保14-5
TEL 0743-93-0100/FAX 0743-93-0244
<https://minamiyamashiro.kyoto-fsci.or.jp/>

check

大切なお知らせ

※必ずチェックしてください!

重要



重要



事業復活支援金について

【申請期限:2022年5月31日】

ホームページ&次ページ要チェック!!



所得税・消費税の確定申告相談【2月25日&3月9日】

税務相談にご予約いただいている会員様においては、限られた時間の中での税理士による相談、申告書作成支援のため**当日の準備物を今一度ご確認ください**、忘れ物がないようご注意ください。



申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の

申告・納付期限の個別指定による期限延長について

確定申告期間（申告所得税：2月16日～3月15日）にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。こうした状況を踏まえ、令和3年分確定申告について、**新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができますようになりました。**詳細は国税庁ホームページよりご確認ください。

【商工会では上段3月9日以降の税理士による申告相談会は予定しておりません】



京都府全域

まん延防止等重点措置期間が3月6日まで延長

されました。事業者のみなさまには引き続きご協力お願いいたします。
※飲食店等に置かれましては営業時間等にご注意ください。



【飲食店等】

まん延防止等重点措置協力金(1月27日～2月20日実施分)

申請開始は2月21日～(WEB申請は午後1時～)
紙申請の方は商工会窓口に用紙がございます。





事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間
5月31日
まで

給付対象

①と②を満たす **中小法人・個人事業者が給付対象** となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高-対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

給付金の算定例(青色申告)

【給付額の算定例1】2019年11月～2020年3月を基準期間、11月を対象月とする場合

基準期間	2019年		2020年			基準期間合計
	11月	12月	1月	2月	3月	
	60	30	30	30	30	180

対象月	2021年		2022年		
	11月	12月	1月	2月	3月
	30	40	40	40	40

A: 基準期間の個人事業収入: 180万円

B: 2021年11月の月間個人事業収入: 30万円

※2019年11月の月間個人事業収入60万円に対して、2021年11月の月間個人事業収入が30万円であり、2019年の対象月と同じ月と比較して50%以上減少しているため給付対象(上限額50万円)となります。

30万円 = 180万円 - 30万円 × 5

30万円 < 50万円 (上限額)

S: 給付額30万円

■ 給付額の算定式

S: 給付額

A: 基準期間の個人事業収入の合計

B: 対象月の月間個人事業収入の合計

S = A - B × 5

給付金の算定例(白色申告)

【給付額の算定例3】2019年11月～2020年3月を基準期間、対象月を11月とする場合

基準期間	2019年		年間個人事業収入
	個人事業収入の月平均		
	60 (=720÷12)		720

基準期間	2020年		年間個人事業収入
	個人事業収入の月平均		
	30 (=360÷12)		360

対象月	2021年		2022年		
	11月	12月	1月	2月	3月
	30	40	40	40	40

A: 2019年の基準期間の個人事業収入の月平均×2 (120万円) + 2020年の基準期間の個人事業収入の月平均×3 (90万円) = 210万円

B: 2021年11月の月間個人事業収入: 30万円

※基準期間のうち、対象月と同じ月を含む年の月平均の個人事業収入が60万円、2021年11月の月間個人事業収入が30万円であり、基準期間の対象月と同じ月と比較して50%以上減少しているため給付対象(上限額50万円)となります。

60万円 = 210万円 - 30万円 × 5

60万円 > 50万円 (上限額)

S: 給付額50万円

■ 給付額の算定式

S: 給付額

A: 基準期間の個人事業収入の合計

B: 対象月の月間個人事業収入の合計

S = A - B × 5



申請書類(添付書類)については、申請される方の状況(一時・月次支援金の受給やその他特例を用いる場合などにより)必要書類は異なります。詳細は復活支援金ホームページまたは、同封のリーフレットをご参照ください。



一時支援金または月次支援金の申請IDをお持ちの方は、原則として、その申請IDを用いて事業復活支援金の申請を行っていただくことが可能です。



まずは給付額のシミュレーション!

通常の申請について、復活支援金ホームページで給付額のシミュレーションを行うことができます

- ▶中小法人等 <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/simulator/index.html>
- ▶個人事業者等 <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/simulator/kojin.html>

▼中小法人等

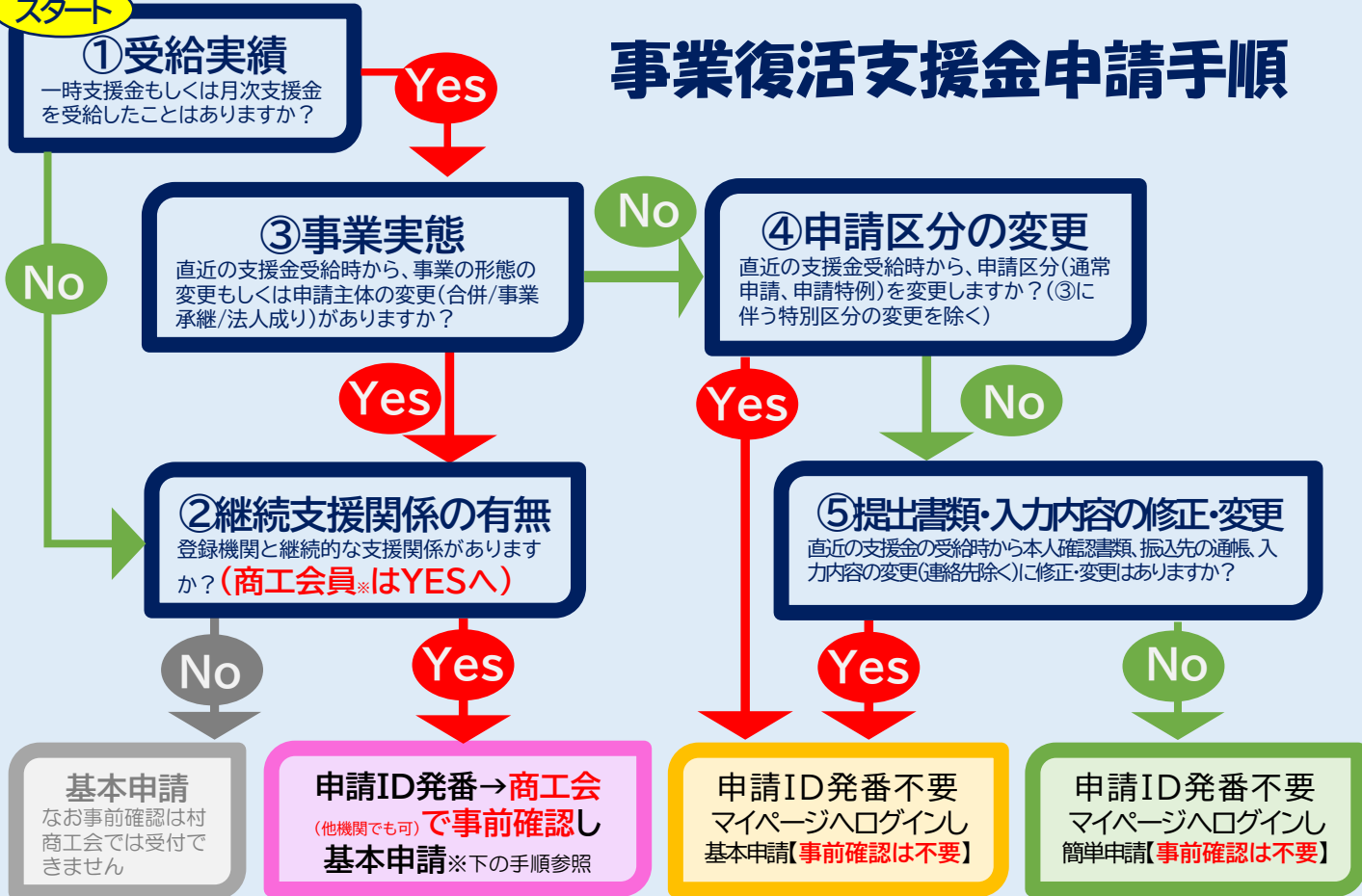


▼個人事業者等



スタート

事業復活支援金申請手順



① 事業復活支援金ホームページへアクセス
事業復活支援金 検索 <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp>

② 仮登録(申請ID発番)するボタンを押して、電話番号
メールアドレスを入力し、申請区分を選択し仮登録する

③ 入力したメールアドレスに本登録用メールが届いて
いることを確認し、ログインID及びパスワードを設定
すると、申請IDが発番され、マイページが作成される

④ 書類を準備し商工会へ事前確認を予約する
【☎0743-93-0100】

⑤ 商工会で確認を受ける

⑥ マイページにて入力
宣誓・同意事項、基本情報、口座情報、売上額

⑦ 必要書類を添付 (スマホなどの撮影でも可)
確定申告書類の控え、対象月の台帳等、本人確認書類の写しなど

事業復活支援金の申請



ここがポイント

商工会員※の方は、事前確認の一部を省略することができます

電話等で商工会へ下記①～⑥をお伝えいただくことで、事前確認を終えることができます。

- ① 事業形態【中小法人等か個人事業か】
- ② 申請ID
- ③ 電話番号
- ④ 中小法人: 法人番号及び法人名
個人: 氏名及び生年月日
- ⑤ 売上減少の要因について確認
- ⑥ 宣誓・同意事項等を正しく理解しているか確認

※ここでの商工会員とは過去から1年以上継続しているもの又は今後も含め
会員期間が1年以上のものに限る
※「事業形態」及び「電話番号」は、申請希望者が仮登録(申請IDの発番)時
に入力した「事業形態」及び「電話番号」をお伝えください。
※氏名・生年月日には本人確認書類に記載された申請希望者本人の氏名・生
年月日(申請時にマイページ上で入力するものと同一のもの)

事前確認連絡用メモ

※申請時にマイページ上で入力するものと同一であること!!

事業形態	中小法人 or 個人事業
申請ID	
電話番号	
中小法人	法人番号
	法人名
個人事業主	氏名
	生年月日

申告・納付期限の個別指定による期限延長について

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間(申告所得税:2月16日~3月15日)にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。こうした状況を踏まえ、令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができるようになりました。

**申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の
申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法**

○ 申告書を書面で提出する場合の記載方法
申告書の右上の余白に、
「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

【所得税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

令和 03 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書B FA2201

<small>個人番号 マイナンバー</small>	<small>フリガナ</small>	<small>生年 月日</small>	<small>第一号 番号</small>

(注1)具体的には、期限後に申告が可能となった時点で、申告書の余白等に新型コロナウイルスの影響により延長を申請する旨を記載する方法です(申請書の提出は不要)
(注2)申告所得税以外の税目も同様の取り扱いとなります。

商工会主催の税理士による申告相談は、すでにご案内しております2月25日及び3月9日のみです。延長に伴う相談会は予定していません。

注意

あなたを狙う

給付金 や **ワクチン** を口実にした **詐欺** にご注意ください!!

ご相談は **新型コロナウイルス関連詐欺 消費者ホットライン**

フリーダイヤル **0120-797-188**

受付時間: 10時~16時(土日祝日含む) ※ 050から始まるIP電話からはつながりません。
通話料: 無料 ※ おかけ間違いにご注意ください。

<相談事例>
・政府より、コロナ被害者救済基金から1億円をスピード給付するの、SNSの友達追加をするようにメールが来たが不審だ。
188でも受け付けています* (通話料有料)

事務局だよ! No.2

【河合】
コロナ禍で頑張っておられる事業者の方々が多数おられますが、次々に新株が発生しており終わりなきトンネル状態ですが、会員の皆様と一緒に打破し、終焉時に笑顔で事業が継続できることを望んでおります。活用できる情報もありますので、まずはお気軽に商工会にお越しください。一緒に考えれば問題が小さくなることもありますよ。お待ちしております。

【小川】
新型コロナウイルスが発生した時には、2年以上も継続するとは夢にも思いませんでしたが、未だに終息の目途が立たない状況にあります。そんな中で補助金、給付金、助成金など経済対策が実施されておりますが、情報が溢れすぎているため申請できず、支援が行き届いていないこともあるかもしれません。
商工会からの郵送物が多いといわれることもあるのですが、大切な情報を会員様に漏れなくお伝えするためにNEWSの発行やホームページの更新をしておりますので、ぜひお目通しください♪

【植村】
所得税、消費税の確定申告のご準備は進んでおられますか?先日から申請が始まりました事業復活支援金の申請に2021年(令和3年)確定申告書の添付が必要な場合もございます。またその際は確定申告書に受付印がないと、税務署での証明書発行手続きが必要になりますのでご注意ください(商工会経由の提出は押印されます)
なお税理士による申告相談にご予約済みの会員様は予約日時と準備物のご確認をよろしくおねがいします。

